

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

還付金詐欺にご注意ください!

還付金詐欺とは、役所や警察、銀行などをかたり、自宅の固定電話などに電話をしてきて、税金や保険料が還付されるなどと説明し、そのための手続きとしてATMに誘導するなどしてお金をだまし取る手口の詐欺です。



【注意点】

- ▼役所などから「お金が返ってくるから、ATMに行ってください」などという電話がかかってきたら、それは還付金詐欺です
- ▼「お金を返すために必要」などといわれ、名前や住所、銀行の口座番号などの個人情報を聞かれても絶対に答えてはいけません
- ▼還付金に心当たりがある場合は、役所などの担当部署へ連絡し確認しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00~16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき=12月7日⑧13:30~16:30
ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先=同センター（☎28-9110）
※12月6日⑧15:30までに予約してください